

家具・調度品類等

和だんす、洋だんす、整理たんす、茶たんす、ベビーたんす、応接セット、座卓、食卓、鏡台、鏡台用椅子、サイドボード、机、本棚、靴箱、カーテン、ブラインド、じゅうたん、マット、掛軸、花器、花瓶、人形、置物、絵画等

電気製品類等

テレビ、ステレオ、パソコン、DVD・CDプレーヤー、ラジオ、ビデオカメラ、ビデオデッキ、布団乾燥機、電話、ファックス、ヘアドライヤー等

冷暖房機類等

エアコン（室内外ユニット）、扇風機、電気こたつ、電気毛布、電気カーペット、電気ストーブ、石油ストーブ、ガスストーブ等

台所用品類等

電気冷蔵庫・冷凍庫、電子レンジ、オーブンレンジ、ガステーブル・コンロ、瞬間湯沸器、炊飯器、電気ポット、ジューサー、ミキサー、米びつ、食器棚、調理器具、食器等

洗濯、掃除機類等

電気洗濯機、衣類乾燥機、洗濯用具、電気掃除機、掃除用具等

裁縫・大工道具類等

ミシン、編み機、アイロン、アイロン台、家庭用大工道具一式等

寝具類、衣類等

敷ぶとん、掛ぶとん、毛布、タオルケット、カバー、シーツ、枕、マットレス、ベッド、座ぶとん、上着類（シャツ・ズボン・スカート）、下着類、ネクタイ、靴下、呉服類、靴、草履等

付属品類等

宝石、貴金属、時計、財布、鞆、ボストンバッグ、化粧品等

その他

医療器具、医薬品、カメラ、ピアノ、運動具、レジャー用品、自転車、文具、書籍、草刈り機、散布機、チェーンソー等

動産り災申告書 記載のしかた

(1の欄)

り災物件と申告者との関係は、あてはまるものを○で囲んでください。

(3の欄)

- 1 火災保険に複数の加入がある場合は、すべて記入してください。
- 2 保険金額は、契約会社別に万円単位で記入してください。

(4の欄)

- 1 品名・数量の欄は、動産の品名ごとに数量を記入してください。

(例)

ズボン5、背広3、机2、テレビ1、洋服ダンス3、じゅうたん1、等

- 2 り災別の欄は、あてはまるものを○で囲んでください。

- (1) 焼：火災により焼けた物および熱によって炭化、溶融又は破損したもの、煙により汚れたものなど
- (2) 爆：爆発により壊れたものなど
- (3) 消：消火のために受けた水損、破損、汚損など、運び出すときに壊れたものなど

備 考

- 1 この申告書は、消防法第34条に基づいて提出を求めるものです。
- 2 この申告書は、動産のあった建物ごと、世帯ごとに提出してください。
- 3 この申告書は、り災した日から起算して7日以内に提出してください。
- 4 この申告書が提出されていないと「り災証明書」が発行できない場合があります。
- 5 あなたに連絡することができる連絡先又は携帯電話等の電話番号を記入してください。
- 6 この申告書で、わからないことがありましたら下記の消防署まで連絡してください。

消防署 分署
出張所 担当
電話番号 ()